

消費者機構日本とは・・・

消費者機構日本は、（一財）日本消費者協会、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、日本生活協同組合連合会の3団体が、弁護士・司法書士等の専門家、学識者、消費者団体関係者に呼びかけて2004年9月に設立した、特定非営利活動法人の消費者団体です。

2007年の消費者団体訴訟制度の施行に伴い、消費者契約法にもとづき不当な契約条項や勧誘行為について差止請求権を有する「適格消費者団体」の第1号として、同年8月に内閣総理大臣の認定を受けました。その後、「適格消費者団体」として差止請求権を背景に消費者被害の未然防止・拡大防止のための活動を重点的に行い、2011年5月には、消費者支援功労表彰「内閣府特命担当大臣表彰」を受けています。

そして、2016年10月の消費者裁判手続特例法施行に伴い、消費者被害回復訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」の認定申請を行い、同年12月に第1号団体として内閣総理大臣の認定を受けました。

消費者団体訴訟制度とは・・・

消費者契約法などに違反する事業者の不当な行為（不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、誤認表示等）に対して、差止請求をすることができる制度（差止請求）と、消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を進行することができる制度（被害回復）を総称したものです。それぞれ、消費者団体（適格消費者団体・特定適格消費者団体）に訴訟を提起する権利が認められています。

適格消費者団体とは・・・

内閣総理大臣が申請に基づき認定をした消費者団体で、「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」「食品表示法」に照らして、事業者の不当な行為（不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、誤認表示等）について、差止請求の訴訟を起こす権利を持つ団体のことです。

特定適格消費者団体とは・・・

適格消費者団体からの申請に対し、内閣総理大臣が認定をした団体。事業者の不当な行為により、同じ原因で数十人以上の消費者が被害を受けた場合に、事業者に対して、被害回復の訴訟を行うことができます。

賛助会員 のご案内

認定NPO法人
適格消費者団体・特定適格消費者団体

消費者機構日本

認定NPO法人・適格消費者団体・特定適格消費者団体

COJ 消費者機構日本
CONSUMERS ORGANIZATION OF JAPAN

〒102-0085 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

URL <http://www.coj.gr.jp>

Mail webmaster@coj.gr.jp

消費者が安心して穏やかに暮らせる社会、
消費者の権利が尊重され、確立される社会をめざして。

消費者被害の未然防止・拡大防止、 集団的被害回復を進めます。

ご挨拶

近年、全国の消費生活センターに寄せられる苦情・相談の件数は、年間約90万件に及び、消費者の被害金額の推計は年間6兆円を超えるとされています。消費者被害の解決は、消費者のためであるとともに、健全な消費市場の発展のために重要です。消費者機構日本は、多くの法律専門家と消費生活の専門家のボランティアにより、消費者被害の防止・回復に今後一層取り組んでまいります。



消費者機構日本 会長
(前 新宿区長)

中山 弘子

賛助会員入会のお願い

健全な事業者の成長と公正な市場の形成を促すため、
消費者機構日本の活動支援をお願いいたします。

消費者団体が、消費者団体訴訟制度（裏面参照）を活用して、不当な約款や勧誘行為の是正、消費者の集団的な被害回復を図るためには、調査や訴訟の費用が必要になります。このような公益的活動は、本来、広く社会全体で支えていく必要がありますが、行政支援は極めて限定されており、個人の資力では限界があるため、社会的責任（CSR）経営や消費者志向経営を進めている企業・団体などの皆様による、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

当機構へのご支援は、事業者の悪質な行為の排除や消費者との契約締結履行の適正化を進め、健全な事業者の成長と公正な消費市場の形成を促します。当機構の活動の趣旨をご理解いただき、賛助会員へのご加入をご検討願います。

賛助会員

※会費は、寄附金となります。当機構は認定NPO法人ですので、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

対象	当機構の目的に賛同し、活動を賛助する営利団体、非営利団体
年会費	1口 10万円 ~ 10口 100万円まで ※
総会表決権	なし
会員特典	①月1回ニュースレターのお届け ②公開学習会・消費者志向経営セミナー等を優先的にご案内 ③当機構のホームページに団体名、社会貢献活動等を紹介（任意）

組織概要

名称	消費者機構日本（しょうひしゃきこうにっぽん・略称 COJ コジエイ）		
設立年月日	2004年（平成16年）9月17日		
法人格	特定非営利活動法人		
会員数	議決を有する会員	団体正会員A：3団体	団体正会員B：6団体
	(2016年12月現在)	個人正会員：129名	
	議決を有さない会員	協力会員：50名	賛助会員：52団体

活動内容

差止請求

事業者の不当な勧誘行為や不当条項の使用、誤認表示等に対し、是正または差止を求め、事業者に対して、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

被害回復

消費者裁判手続特例法に則り、事業者の不当な行為により、同じ原因で数十人以上の消費者が被害を受けた場合に、事業者に対して、消費者のために訴訟および裁判手続を行うことで直接的に消費者の被害回復を請求します。

公開学習会の開催

消費者、消費生活相談員や消費者団体の皆様に、消費者運動や消費者政策に関する「公開学習会」を、年間2回程度開催しています。

消費者政策への提言

消費者契約法や景品表示法等の改正に関する政策提言（パブリック・コメントの提出を含む）など、時々の消費者問題に係る政策への提言を行っています。

消費者志向経営セミナーの開催

消費者志向の経営を促進するため、事業者の皆様に消費者政策に関する情報提供を行う「消費者志向経営セミナー」を、年間2回程度開催しています。